

環境会計と税務会計に関する共通的な課題 社会的責任と会計公準を中心として

報告者：長谷川 記央 会員（税理士）

1. 会計公準

1. 石川（2009）

会計理論の基礎構造を表す会計上の基本的前提（または仮定）については、会計理論の性質や形成方法の違いなどを反映して、基本的コンベンション、基礎概念、公準、公理などさまざまな事がで表現されているが、わが国の会計学の教科書では会計公準という言葉が用いられている。

- ① 企業実体の公準
- ② 会計期間の公準
- ③ 貨幣的測定の公準

石川鉄郎（2013）『財務会計論〔第3版〕』税務経理協会。

1. 会計公準

2. 加古（2009）

会計公準は、企業会計の理論および実践的な基礎をなす諸概念によって構成されることをあげる。そのうえで「要請的公準」と「構造的公準」に大別する。

「要請的公準」とは、企業の外的環境の分析を通じて求められる公準である。外部利害関係者の要請に応えるため、企業会計が達成すべき基本的な目的または目標を示す公準である。

内容について、とりわけ次の2つがあげられる。

- ① 有用性の公準
- ② 公正性の公準

加古宜士（2009）『税務会計概論〔第8版〕』中央経済社、6-8頁。

1. 会計公準

2. 加古（2009）

「構造的公準」とは、企業会計の計算構造的な枠組みまたは土台を構成する諸概念である。会計慣行の中から抽出することによってもとめられるものであるから、「会計コンベンション」とも呼ばれている。

具体的には「企業実体の公準」「会計期間の公準」「貨幣的評価の公準」の3つをあげる。

加古宜士（2009）『税務会計概論〔第8版〕』中央経済社、6-8頁。

1. 会計公準

3. 桜井（2015）

「企業会計の背後には、それを可能にするいくつかの基礎構造が存在している。会計の理論的な基礎構造を構成する命題は、会計公準（accounting postulates）とよばれる。すなわち会計公準は、それなくしては会計が成立しないという意味で、会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項である。」

具体的には下記のものあげる。

- ①企業実体の公準 会計の計算は、企業実体を対象として行う。
- ②継続企業の公準 会計の計算は、期間を区切って行う。
- ③貨幣的測定の公準 会計の計算は、貨幣額を用いて行う。

桜井久勝（2015）『財務会計講義〈第16版〉』中央経済社、55-59頁。

1. 会計公準

4. 染谷（1992）

「会計という活動が営まれる経済環境にはつねに不確実性が伴うから、こうした理論構造を組み立てる場合には、いくつかの仮定をおかなくてはならない。仮定は未知のものを補うものであり、理論は、こうした仮定と、実際に観察できる事実のうえに形づけられる。」

具体的には、下記をあげる。

- ① 企業は、それ自体、その所有者から独立して存在する（企業実体の公準）
- ② 企業は、反証がないかぎり、将来にわたって、永遠にその活動を続ける（永続企業の公準）
- ③ 貨幣は、特別な場合のほか、安定した価値尺度をもつ（貨幣価値一定の公準）

染谷恭次郎・藤田幸雄・塩原一郎（1992）『会計学《第3版》』中央経済社、12－15頁。

1. 会計公準

5. 武田（2005）

会計公準は、一般に会計の理論体系が成り立つための概念的基礎をなすものとして規定してよい。

会計の知識領域は、基礎構造である会計公準を基盤とした首尾一貫させる体系として再構築される必要性があるとする考え方とする。

近代会計は一面的な性格のものではなく、多面的な性格を有するため、会計公準は多段階的な構造として組み立てられる必要があり、3つの集合から成るとされる。

- ① 近代会計が成立する環境に関する諸条件（環境公準）
- ② 近代会計が制度として成り立つための制度的諸条件（会計制度の公準）
- ③ 特定の会計目的を達成するために必要な理論的諸条件（基本的会計公準）

武田隆二（2005）『最新 財務諸表論〔第10版〕』中央経済社、51－57頁。

1. 会計公準

5. 武田（2005）

環境公準とは、現段階における社会・経済的環境のなかで、近代的会計制度が成り立つ前提にある思惟（しい）される諸所の環境要件を抽出したものである。

具体的には、出資と経営の分離、営業の継続性、交換経済的貨幣制度などがあげられる。

武田隆二（2005）『最新 財務諸表論〔第10版〕』中央経済社、51－57頁。

1. 会計公準

5. 武田（2005）

会計制度の公準は、近代経済社会において行われているあらゆる会計行為のパターンのなかにみられる共通の形式を抽出したものであるから、それ自体あらゆる会計（家計や企業会計）に共通の特性を示すものであると同時に、どのような会計目的観や理論構成をとる場合にも、すべての会計を行う際に必要とされる共通の前提条件を意味する。

具体的には、会計単位の公準、計算期間の公準、貨幣的表示の公準があげられる。

武田隆二（2005）『最新 財務諸表論〔第10版〕』中央経済社、51－57頁。

1. 会計公準

5. 武田（2005）

基本的会計公準とは、目的公準を媒介として会計制度の公準から導かれるものであるかぎり、その性格上、すでに当為判断（かくあるべしとする判断：望ましい目的や価値を実現するための行為基準とされる考え方）を含む公準として形成されているところに会計制度の公準と根本的に異なる性格が認められる。

目的公準は「会計の目的が何か」という問題であり、具体的な内容として、利益計算目的（資本維持目的）があげられている。そのうえで、目的公準とは、勘定系統の公準、勘定公準、狭義の会計公準、制度公準をあげる。

最広義の会計公準は、簿記公準（勘定系統の公準、勘定公準）と広義の会計公準（狭義の会計公準、制度公準）を包含するものとする。

武田隆二（2005）『最新 財務諸表論〔第10版〕』中央経済社、51－57頁。

1. 会計公準

5. 武田（2005）

これらを論じたうえで、制度公準の具体的な内容について、少なくとも3つの公準をあげている。

- ① 貨幣的表示の公準
- ② 計算期間の公準
- ③ 会計単位の公準

武田隆二（2005）『最新 財務諸表論〔第10版〕』中央経済社、51－57頁。

1. 会計公準

6. 広瀬（2015）

財務会計では、古くから会計を成立させるための基礎的前提を会計公準とよんでいることをあげ、会計公準は、一般に会計基準および会計処理手続を導き出すための基本的な前提であると説明される。

「会計公準→会計基準→会計手続」という構造が想定されており、会計公準から会計基準を直接に導き出し、さらに、その会計基準から会計手続を導き出すものと考えられている。

広瀬義州（2015）『財務会計 [第13版]』中央経済社、22－25頁。

1. 会計公準

6. 広瀬（2015）

典型的かつ一般的な会計公準として、①企業実体の公準、②継続企業の公準、③貨幣的測定の公準の3つをあげることができるとされる。

ビジネスの言語としての財務会計には、これらとは別に、会計公準のほかのいくつかの基礎的前提として、取得原価基準、実現基準、対応原則、原価配分の原則、コスト・ベネフィット基準などがあるとされる。

広瀬義州（2015）『財務会計〔第13版〕』中央経済社、22－25頁。

1. 会計公準

7. 新井（1978）

「公準」という言語は、辞典的解釈を総合して、最も重要と思われる語義を抽出すれば、大要はつぎのようになるとする。

- ① 公準は、論証または証明を要しないものであること。
- ② しかしながら、それらは広く一般に自明のものとして認められるものでなければならないこと
- ③ しかも、それはある理論を形成し、またはある事柄を説明するために不可欠な前提条件または仮定足りうるものでなければならないこと。

公準という言語を会計学において用い場合には、少なくとも上に示したような意味を包含する言葉としてこれを用いる必要があるだろう。

新井清光（1978）『会計公準論〈増補版〉』中央経済社、56－57頁。

1. 会計公準

7. 新井（1978）

会計公準について、3つに分類する。

- ① 制度的公準（構造把握的公準または機構的公準）
- ② 当為的公準（行動規制的公準または規範的公準）
- ③ 要請的公準（目的設定的公準または動機的公準）

新井清光（1978）『会計公準論〈増補版〉』中央経済社、64頁。

1. 会計公準

7. 新井（1978）

① 制度的公準（構造把握的公準または機構的公準）

主として企業会計の実務慣行や会計制度の根本的な仕組みを分析し、そのなかから最も共通的・一般的な性格、または会計固有の特質をえがき出し、これをもって会計公準とみる考え方である。「エンティティ」（実体）、「貨幣評価」、「会計期間」の3つがあるとされる。

新井清光（1978）『会計公準論〈増補版〉』中央経済社、62頁。

1. 会計公準

7. 新井（1978）

② 当為的公準（行動規制的公準または規範的公準）

主として企業会計に対して設定された何らかの行動規制的または当為的な命題をもって公準とみる考え方である。

それは、一般に会計行為に対する命令的・指導的色彩を強くもつものとされる。具体的には下記のとおりである。

「貨幣単位の価値の変動は無いものとみる」（貨幣的単位安定性の公準）

「利益は実現したとみなされた時点で生ずるものとみる（実現性の公準）

新井清光（1978）『会計公準論〈増補版〉』中央経済社、64頁。

1. 会計公準

7. 新井（1978）

③ 要請的公準（目的設定的公準または動機的公準）

企業会計の諸環境や思考方法および会計慣行から帰納的に導き出された企業会計の根本的な目的又は根本理念そのものをあらわす公準をいう。

「有用性」「公正性」「真実性」などの概念をもって、このような目的や理念をあらわすものであるとされる。

企業会計においてこのような根本的な目的が設定されないかぎり、企業会計の形成も統一的な方向づけを与えられず、また企業会計の向かうべき方向や行動規範も与えられないとされる。

新井清光（1978）『会計公準論〈増補版〉』中央経済社、63頁。

1. 会計公準

8. 新井・川村（2020）

今日の企業会計を支える理論的仕組みは、次の3つの層から成り立つとされる。

- ① 上部構造としての会計手続論
- ② 中間構造としての会計原則論
- ③ 下部構造としての会計公準論

会計公準は、企業会計の基礎的前提条件または基礎概念であり、会計原則は、企業会計の基本的な行為規範または行為基準である。会計手続は、具体的な会計手法・技術である。

新井清光・川村義則（2020）『新版 現代会計学（第3版）』中央経済社、29頁。

1. 会計公準

8. 新井・川村（2020）

会計公準の最も一般的なものとして、次の3つをあげる。

- ① 企業実体の公準
- ② 継続企業の公準
- ③ 貨幣的測定の公準

この種の会計公準は、企業会計の実務慣行や伝統的な会計処理などを分析検討し、いわば帰納的方法によって、企業会計の最も基礎的・一般的な前提条件として導き出されたものであるとする。

企業会計の計算構造の基礎を示すものであるため、構造的公準と呼ぶこともできるとされる。

新井清光・川村義則（2020）『新版 現代会計学（第3版）』中央経済社、30-31頁。

1. 会計公準

9. まとめ

前述したように先行研究において、会計公準が論じられているが、共通的な事柄としては、会計学の基礎的前提であることがあげられる。

また、会計の目的によって、会計公準が影響を受けることがあることがあげられている。

具体的には、税務会計学は、「課税の公平」があげられており、企業会計の収益認識と税務会計の益金認識が異なることが考えられる。

「税務会計又は租税法の収益の認識基準は、実現主義を統一的基準として、具体的適用において、従前の企業会計における狭義の「実現基準」で律しきれない場合には「権利確定基準」又は「管理支配基準」等の独自の基準を設定して収益を認識すべきであるとする」

（大淵博義（2017）『法人税法解釈の実践的展開 第Ⅲ版』税務経理協会、23頁。）ことがあげられており、会計の目的が異なることから、税務会計上の「実現概念」の構築の必要性があげられているといえる。

2. 継続企業の公準と社会的責任

1. 社会的責任

本論における社会的責任とは、市民としての組織や個人は、社会において望ましい組織や個人として行動すべきであるという考え方による責任と定義する。

経営学があげる社会的責任として、企業が存続し続けることがあげられている。

内本博行（2015）「中小企業にみる企業の社会的責任の実践」日本政策金融公庫集第26号77頁。

2. 継続企業の公準と社会的責任

2. 社会的責任の接点

会計学は「継続企業の公準」をあげており、企業が永続することを前提にしている。このため「継続企業の公準」の前提と企業の実情を一致させることが望ましいと考える。

すなわち、会計学があげる「継続企業の公準」と経営学があげる「社会的責任」は、企業が存続し続けることが包含されているため、共通的な事柄であることがあげられる。

したがって、第一次的には、企業の実情が「継続企業の公準」の前提と一致させることが、会計学でいう社会的責任であると考えられる。

2. 継続企業の公準と社会的責任

3. その他の社会的責任

第2次的な社会的責任については、企業が取捨選択するものであるから、企業が負担すべき責任であるかは、自ら判断をしなければならないといえる。

〈参考〉

法的責任：法的責任があるもの

会社法会計・金融商品取引法会計・法人税法会計

社会的責任：どの社会的責任を果たすか取捨選択できるもの

環境会計

3. 貨幣的測定の公準

1. 環境会計（概要）

環境会計とは、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みです。

環境省HP : <https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-2.html>

3. 貨幣的測定の公準

1. 環境会計（概要）

（1）内部機能

企業等の環境情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能です。

内部機能は、企業等の内部において、環境保全対策に要したコストとその効果を評価して環境保全対策をより効率的、効果的なものにするために、また、環境保全活動が事業活動に与える影響を把握するために有効です。すなわち、経営者や関係部門等による環境情報システムとしての環境会計の利用を通して、経営管理ツールとしての役割が期待されます。

（2）外部機能

企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や取引先、投資家、地域住民、行政等の外部の利害関係者の意思決定に影響を与える機能です。

外部機能は、環境会計情報を、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、企業等の環境保全への取組を利害関係者に伝達するために有効です。公表によって外部の利害関係者に対して説明責任を果たすと同時に、環境に配慮した事業活動に対する適切な評価に結びつく役割が期待されます。

環境省HP：<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-2.html>

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

論点：可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みとされており、物量単位が認められ、貨幣的測定の公準を修正しているとも考えられるが、妥当であるのか。

(2) 環境保全効果

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定します。

環境省（平成17年）『環境会計ガイドライン 2005年版』1.4 環境会計の構成要素,7頁。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

企業等は、それぞれの実情に応じて環境保全効果の把握・評価に有効な指標を選択し、活用することができます。【解説 38】 【解説 39】

(1) 事業活動に投入する資源に関する環境保全効果
事業活動へのインプットに関する環境保全効果は、次の指標等を用いて測定することができます。

- ①総エネルギー投入量 (J)
- ②特定の管理対象物質投入量 (t)
- ③水資源投入量 (m³)

環境省 (平成17年) 『環境会計ガイドライン 2005 年版』 4.1 環境保全効果の分類,21頁。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

(2) 事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果

事業活動からのアウトプットに関する環境保全効果は、次の指標等を用いて測定することができます。

- ①温室効果ガス排出量 (t-CO₂)
- ②特定の化学物質排出量・移動量 (t)
- ③廃棄物等総排出量 (t)
- ④総排水量 (m³)

環境省 (平成17年) 『環境会計ガイドライン 2005 年版』 4.1 環境保全効果の分類, 22頁。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

(3) 事業活動から産出する財・サービスに関する環境保全効果

財・サービスの使用時や廃棄時の環境保全効果は、次の指標等を用いて測定することができます。

- ①使用時のエネルギー使用量 (J)
- ②使用時の環境負荷物質排出量 (t)
- ③廃棄時の環境負荷物質排出量 (t)
- ④回収された使用済み製品、容器、包装の循環的使用量 (t)

環境省 (平成17年) 『環境会計ガイドライン 2005 年版』 4.1 環境保全効果の分類, 22頁。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

(4) その他の環境保全効果

その他にも様々な環境保全効果がありますが、物流・輸送やストック汚染に関する環境保全効果としては、次の指標等を用いて測定することができます。

- ①製品、資材等の輸送量 (t・km)
- ②輸送に伴う環境負荷物質排出量 (t)
- ③汚染土壌の面積、量 (m²、m³)

環境省 (平成17年) 『環境会計ガイドライン 2005 年版』 4.1 環境保全効果の分類,22頁。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (1)

貨幣的測定の公準の理由として、「貨幣単位が最も共通的・一般的尺度であり、グラム(g)、メートル(m)、リットル (ℓ) などの物量単位は公分母たりえないからである。したがって、貨幣額をもって測定できない経済活動および経済事象は企業会計の対象となりえない。」(広瀬義州 (2015) 『財務会計 [第13版]』中央経済社、25頁。) とされる。

<問題点>

環境会計において、これらの指標が共通的・一般的尺度として用いることができるのだろうか。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (2)

◎環境会計の先行研究

貨幣的な評価から「kikyo」という単位を用いることが論じられている。

kikyoとは「環境再生の対象とする地域に、嘗て生息していた生き物が帰ってくるありようをしめす『帰郷』にちなんでその測定単位とした。」（吉田寛（2011）『環境会計の理論』東洋経済社、68頁。）と定義した。

環境会計の目的を「環境再生をおこなう者の能力を表章する」（吉田寛（2011）『環境会計の理論』東洋経済社、181頁。）と定義する。

3. 貨幣的測定の公準

2. 環境会計の問題点 (2)

◎環境会計と貨幣的測定の公準の糸口

環境会計の目的が異なるため、「共通的・一般的尺度」を模索する研究がある。

会計の目的が変われば、会計公準に影響を与えることとなるが、貨幣的効果より便利な指標の発見により、新たな会計公準が創造されれば、会計学の発展がなされたということができよう。

3. 貨幣的測定の公準

3. 税務会計学の問題（1）

論点 「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする」（法人税法22条2項）と規定されている。

企業会計と税務会計は、その目的が異なるため、貨幣的測定の公準のもと、どのような評価をすべきか、取扱いが異なることがある。

具体的には、無償譲受または低額譲受が益金として認識される。

会計学は取得原価主義により、取得した価額をもって評価される。

3. 貨幣的測定の公準

3. 税務会計学の問題 (2)

論点 相続税法上の営業権（のれん）の評価について、企業会計はのれんの評価は差額を計上する。相続税法は「営業権」の評価は、財産基本通達165「営業権の価額は、次の算式によって計算した金額によって評価する。」とする。

このため、企業会計と相続税法上の営業権の評価が異なる。

財産基本通達165の内容

超過利益金額×営業権の持続年数（原則として10年とする。）に应ずる基準年
利率による複利年金現価率 = 営業権の価額

平均利益金額×0.5－標準企業者報酬額－総資産価額 × 0.05 = 超過利益金額

※財産基本通達166（平均利益金額等の計算）を参照。

3. 貨幣的測定の公準

3. 税務会計学の問題 (2)

◎企業会計の営業権（のれん）の評価

企業会計は、のれん（借方に発生している場合）については、費用性資産として各事業年度に配分することとなる。

したがって、時価が問題とならない。

◎相続税法の営業権（のれん）の評価

相続税法は「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」（相続税法22条）と規定しており、財産の価額は、取得の時ににおける時価とされる。

したがって、時価が問題となる。

3. 貨幣的測定の公準

4. まとめ

◎環境会計

貨幣的測定以外のものを測定の対象としようと試みている。

このため、これらの数値が共通的・一般的尺度として用いられるべきかという問題がある。

◎税務会計学

税務会計学においては、貨幣的測定の公準のうえで、どのように評価をするかが問題となっている。

財産の時価評価される射程が、所得税法、法人税法、相続税法によって異なっており、問題となる。

4. 企業実体の公準

1. 企業実体の公準

企業実体の公準とは、企業会計は、所有と経営の分離のもとに、所有者という個人単位ではなく、企業単位で行われるという前提をいう。

企業実体には、法的実体と経済的実体がある。

法的実体・・・法人格別の分類

経済的実体・・・資金、人事などの経済的見地から

同一とみなされる企業集団別の分類

広瀬義州（2015）『財務会計〔第13版〕』中央経済社、23頁。

4. 企業実体の公準

2. 環境会計の問題

◎環境会計

(2) 集計範囲

集計範囲は、原則として環境報告書と同一とします。基本的には、企業集団とすべきです。ただし、実務上企業集団を対象に集計を行うことが困難な場合もあり、そのような場合は、全社や事業所といった範囲での集計を行うこととし、企業の実態に即して順次集計範囲を拡げることが望まれます。

環境省（平成17年）『環境会計ガイドライン 2005年版』2.2 対象期間と集計範囲,9頁。

4. 企業実体の公準

2. 環境会計の問題

◎環境会計

ア 企業集団

子会社及び関連会社（以下「関係会社」という。）を含めたグループを対象とします。

企業等の事業活動では単一企業等だけではなく、関係会社へ生産移転をしている場合等があり、当該企業等の環境保全活動や環境負荷の実態を把握するためには、企業集団全体で環境会計を集計する必要があります。

環境省（平成17年）『環境会計ガイドライン 2005年版』2.2 対象期間と集計範囲,9頁。

4. 企業実体の公準

2. 環境会計の問題

「この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。」（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条4項）

特定事業者とは、環境報告書の普及を図る観点から、いわば“モデル”として率先して環境報告書を作成・普及している事業者をいう。

4. 企業実体の公準

2. 環境会計の問題

◎環境会計の問題

企業実体を、経済的実体と捉えているといえる。

「企業実体という場合、従来は法的実体をさすことが多かったが、子会社を通じて経済活動の拡大および海外での資金調達活動の活発化、さらには企業の多角化、集団化、国際化などの進展に伴い、企業実体でいえば最近では経済的実体をさすといってよい。」(広瀬義州(2015)『財務会計[第13版]』中央経済社、24頁。)

環境会計も同様に、経済的活動を企業実体と捉え、集計範囲を企業集団とする。企業集団の範囲について、どのように設定するかが、問題となるといえる。

4. 企業実体の公準

2. 環境会計の問題

◎環境会計の問題

企業実体を、経済的実体と捉えているといえる。

「企業実体という場合、従来は法的実体をさすことが多かったが、子会社を通じて経済活動の拡大および海外での資金調達活動の活発化、さらには企業の多角化、集団化、国際化などの進展に伴い、企業実体でいえば最近では経済的実体をさすといってよい。」(広瀬義州(2015)『財務会計[第13版]』中央経済社、24頁。)

環境会計も同様に、経済的活動を企業実体と捉え、集計範囲を企業集団とする。企業集団の範囲について、どのように設定するかが、問題となるといえる。

5. まとめ

▶ 貨幣的測定の公準との関係

税務会計：貨幣的測定の方法・対象が問題となる。

環境会計：貨幣的測定と物量単位を選択することが問題となる。

▶ 企業実体の公準との関係

法的実体と経済的実体のいずれを企業実体と捉えるのが問題となる。

▶ 継続企業の公準と社会的責任の関係

企業が永続する前提と社会的責任は共通してる。